

津市川合公民館空調設備改修工事

機械設備工事特記仕様書		工事細目														
改訂日	改訂記号	改訂内容			印	工事細目			工事細目							
1	工事名称	津市川合公民館空調設備改修工事	設計・監理	一級建築士事務所登録	三重県知事	1-2319	管 理 建築士	承 認	設 計	製 図	9 (1) 配管材料					
2	工事場所	津市 一志町八太 地内	設 計	監 理	一級建築士						部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。					
3	建築概要	消施令の適用	給 水 管	水道用硬質塩化ビニルラミング鋼管	JWWA K116						(一般 : SGP-VB 地中 : SGP-VD)					
4	適用基準	国交省及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による	フ ラ ン ジ 付 硬 質 塩 化 ビ ニ ル ラ ミ ン グ 鋼 管	WSP 011							(一般 : SGP-FVA, FVB 地中 : SGP-FVD)					
		国土交通省大臣官房官房企画部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築工事標準（電気、機械設備工事編）平成28年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 ■印のついたものを適用する。	低 韶 音 型、低 振 動 型 の 建 設 機 械 の 使 用 に 努 め る こ と。								※ 繋ぎ手はコア内蔵型とする。 ※ 給水管100Aはレジストラ接合、125A以上は フランジ接合（工場加工）とする。					
5	一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員が指示の下に企画から実施すること。 設計図面に定められた内容、現場の状況により、取り合いで不明な点や施工上の困難、不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑惑、設計図面とおりに施工することで将来不具合が発生すると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図面とおり施工であっても不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては、予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めるここと。なお調査不足により意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。	測 定 機 器 の 校 正 記 録	工事 内 で 使 用 す る 測 定 機 器 に 対 し て は 、 そ の 校 正 を 行 う た ま に は 、 校 正 記 録 を 作 成 す る こ と。							※ 給水管100Aはレジストラ接合、125A以上は フランジ接合（工場加工）とする。					
		(1) 提出図書 □ 建築工事に準じる 1) 工事書類 : 施工計画書・打合記録・施工要領書 ・機器使用履歴・機器明細図・工程表・施工図等 2) 工事完成図書 : 品質確認書類・工事日報 ・工事写真・安全・訓練実施記録 ・完成図（竣工図【製本4部（原寸2部、A3（見開き）2部）】） ・機器完成図（ファイル等1部） ・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）2部 ・機器性能試験成績書1部 ・総合調整測定表（試験結果・測定結果等）1部 ・官署公署届出書類・検査証済1部 ・出来形確認書類1部等	発 生 材 の 处 理 等	□ 建築工事に準じる 1) 発生材へ引き渡すもの（上記以外引き渡さないを要するものについては別途、監督員が指示する。） 2) 特別管理産業廃棄物（廃棄方法（廃棄、回収、リサイクル等）） 3) 現場内において再利用を図るもの（口 発生土 口 その他（口 建設生木材）） 4) 再資源化を図るもの（口 コンクリート塊 口 アスファルトコンクリート塊 口 建設生木材） 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しをしないものは、全く構外に搬出、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。（アコスハイ B2、D票を表示すること。）							※ 給水管100Aはレジストラ接合、125A以上は フランジ接合（工場加工）とする。					
		(12) 電気保安技術者 □ 適用する ■ 適用しない	電 气 保 安 技 术 者	電 气 保 安 技 术 者							※ 給水管100Aはレジストラ接合、125A以上は フランジ接合（工場加工）とする。					
		(13) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。	施 工 条 件	1) 施工可能日 □ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり ■ 指定なし () 2) 施工可能時間帯 □ 指定なし □ 指定あり (時 ~ 時)							※ 給水管100Aはレジストラ接合、125A以上は フランジ接合（工場加工）とする。					
		(14) 構造工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし □ 指定あり (平成 年 月 日)	構 造 工 期	1) 建築工事 構内既存の施設 □ 建築工事に準じる 1) 便所 ■ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 16) 足場 □ 建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 ■ (枠組本足場) 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による足場 ■ 適用する □ 適用しない ※ 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、構造又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり先行工法式又は(3)手すり先行足場方式により行うこと。 17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記載の指定資材及び参考見積りメーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名 :) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名 : ・間伐材製材用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板 ())	空 調 設 備 工 事	1) 建築工事 構内既存の施設 □ 建築工事に準じる 1) 便所 ■ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 16) 足場 □ 建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 ■ (枠組本足場) 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による足場 ■ 適用する □ 適用しない ※ 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、構造又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり先行工法式又は(3)手すり先行足場方式により行うこと。 17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記載の指定資材及び参考見積りメーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名 :) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名 : ・間伐材製材用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板 ())	空 調 設 備 工 事	1) 建築工事 構内既存の施設 □ 建築工事に準じる 1) 便所 ■ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 16) 足場 □ 建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 ■ (枠組本足場) 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による足場 ■ 適用する □ 適用しない ※ 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、構造又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり先行工法式又は(3)手すり先行足場方式により行うこと。 17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記載の指定資材及び参考見積りメーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名 :) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名 : ・間伐材製材用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板 ())	空 調 設 備 工 事	1) 建築工事 構内既存の施設 □ 建築工事に準じる 1) 便所 ■ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 16) 足場 □ 建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 ■ (枠組本足場) 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による足場 ■ 適用する □ 適用しない ※ 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、構造又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり先行工法式又は(3)手すり先行足場方式により行うこと。 17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記載の指定資材及び参考見積りメーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名 :) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名 : ・間伐材製材用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板 ())	空 調 設 備 工 事	1) 建築工事 構内既存の施設 □ 建築工事に準じる 1) 便所 ■ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 16) 足場 □ 建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 ■ (枠組本足場) 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による足場 ■ 適用する □ 適用しない ※ 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、構造又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり先行工法式又は(3)手すり先行足場方式により行うこと。 17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記載の指定資材及び参考見積りメーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名 :) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名 : ・間伐材製材用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板 ())	空 調 設 備 工 事	1) 建築工事 構内既存の施設 □ 建築工事に準じる 1) 便所 ■ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 16) 足場 □ 建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 ■ (枠組本足場) 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による足場 ■ 適用する □ 適用しない ※ 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、構造又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり先行工法式又は(3)手すり先行足場方式により行うこと。 17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記載の指定資材及び参考見積りメーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名 :) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名 : ・間伐材製材用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板 ())	空 調 設 備 工 事	1) 建築工事 構内既存の施設 □ 建築工事に準じる 1) 便所 ■ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 16) 足場 □ 建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 脚立 □ 足場板 ■ (枠組本足場) 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による足場 ■ 適用する □ 適用しない ※ 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、構造又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり先行工法式又は(3)手すり先行足場方式により行うこと。 17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料

※ 機走り管の吊り間隔		
鋼管	100A以下 125A以上	2m以下 3m以下
ビニル管 耐火二層管 鋼管	80A以下 100A以上	1m以下 2m以下
鉛管		1.5m以下
錫鉄管		標準図による

※ 機走り管形鋼振止め支持間隔		
支持間隔	6m以下	8m以下 12m以下
鋼管	-	50A~100A 125A~
錫鉄管		
ビニル管 耐火二層管 鋼管	25A~40A	50A~100A 125A~

※ 冷媒用鋼管の横走り管の支持間隔
基準外径 9.52mm 吊り間隔 1.5m以下
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下
形鋼振止め支持間隔は、鋼管に準ずる。

(2) ダクト工事
矩形ダクト 鋼板 JIS G 3302 (SGCC, SGCA) 鎌金付Z18以上
 ステンレス鋼板 JIS G4305
工法 アングルフランジ工法
 共板フランジ工法
 スライドオントフランジ工法
形鋼補強 山形鋼 JIS G 3101 SUS鋼材 JIS G 4317
丸ダクト スパイラルダクト
 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保溫塗装工事

1) 材料		部分的に材料を変更する場合は、図面内に明記すること。	
<input type="checkbox"/> ガラスウール保溫材	保溫筒 JIS A 9504 2号 40K (屋内一般等)	保溫板 JIS A 9504 2号 40K	
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給通管	温水管
<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷媒管	
(屋外等)			
<input type="checkbox"/> 給湯管	<input type="checkbox"/> 温水管	<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> ロックウール保溫材	保溫板、保溫帶、ブランケット (防火区画貫通部)	JIS A 9504	
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給通管	温水管
<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/> 消火管
<input type="checkbox"/> ポリスチレンフォーム保溫材	保溫筒 JIS A 9511 3号 (屋内一般等)	保溫板 JIS A 9511 3号	
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷水管 (2~4°C)
<input type="checkbox"/> ブライン管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給通管	冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> ブライン管	<input type="checkbox"/> 消火管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 調合ペイント塗り塗料	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種 (露出)		
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 通気管	<input type="checkbox"/> ドレン管
<input type="checkbox"/> ガス管	<input type="checkbox"/> 消火管	<input type="checkbox"/> 油管	<input type="checkbox"/> 冷却水管

2) 保溫厚

・ ガラスウール、ロックウール						
保溫厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・排水・ドレン・給湯	~80A	100~150A	-	200A~	-	-
膨張・温水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~	-
蒸気管	~25A	-	32~50A	65A~	-	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	~25A	32~200A	250A~	-
・ ポリスチレンフォーム						
保溫厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・排水・接水管	~80A	100A~	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~	-
(冷水温度2~4°C)	-	-	~20A	25A~100A	125A~	-
ブライン管	-	-	~25A	32~80A	100A~	-
・ 機器ダクト保溫厚						
保溫厚	25mm	ダクト(屋内露出 [機械室、書庫、倉庫]、隠蔽部)、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)				
	50mm	ダクト(屋内露出 [一般居室、廊下])、サプライチャンバー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排氣筒隠蔽部(ロックウール)				
	75mm	煙導(ロックウール)				

3) 種別 給排水衛生設備配管の保溫仕様				
1	2	3	4	
屋内露出 保溫筒 鉄線 合成樹脂カバー				
機械室・書庫・倉庫 保溫筒 原紙 アルミガラスクロス仕上				
天井内・P.S内 ハロゲン化鉛保溫筒 アルミガラスクロス粘着テープ				
隠蔽内(ビット内) 保溫筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 着色アルマイト				
屋外露出 保溫筒 鉄線 ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上				

※ 1) 排水管については、上表隠蔽内(ビット内)の仕様を防音テープ巻きに読み替える。
※ 2) サーバ管工法、架橋ポリエチレン・ポリプロピレン管使用の場合は、上表保温不要。
※ 3) 消水管の外部露出のは保温を行う。

空調設備配管の保溫仕様(R、G保温材の仕様のみ)				
1	2	3	4	5
室内露出 保溫筒 鉄線 ハロゲン化鉛				
機械室・書庫・倉庫 保溫筒 原紙 アルミガラスクロス仕上				
天井内・P.S内 ハロゲン化鉛				
隠蔽内(ビット内) 保溫筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 着色アルマイト				
屋外露出 保溫筒 鉄線 ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上				

※ 1) 冷媒管は断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別

□ 保温材に接続すること。 ■ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上(屋外露出部分)

機器保溫仕様				
1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク 鋼板製タンク 鋼板 保溫板 ポリエチレン 冷水・冷温水ヘッダ				
温水・膨脹・還水 温湯タンク 鋼板 保溫板 鉄線				
温水・蒸気ヘッダ 温水・蒸気タンク 鋼板 保溫板 鉄線				
熱交換器 鋼板 保溫板 鉄線				

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンバー・煙道 保温仕様				
1	2	3	4	5
長方 屋内露出 一般・廊下 保溫板 カラー鉄板				
形ダクト 機械室 保溫板 アルミガラスクロス粘着保溫板				
屋内隠蔽、D.S内 保溫板 アルミガラスクロス粘着保溫板				
屋外露出、多湿箇所 保溫板 ポリエチレンフィルム 鋼板				
スパイラルダクト 保溫板 鋼板 カラー鉄板				
屋外露出、多湿箇所 保溫板 鋼板 カラー鉄板				
スパイラルチャンバー 保溫板 鋼板 ガラスコロス				
消音チャンバー、エルボ 保溫板 鋼板 ガラスコロス				
排煙ダクト・長方形 保溫板 鋼板 アルミガラスクロス粘着保溫板				
排煙ダクト・円形 保内隠蔽 保溫板 アルミガラスクロス粘着保溫板				
煙道 保温材 フラッシュ				

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保溫板、保温帯、1号を使用。

※ 2) 煙道ランケットは、JIS G 3554 (角甲金網) による垂れ縫合を施した網目16線径0.55

による防護処理を施した平子スロットで構成したものを使用。

※ 3) 鋼亜鉛金網は、JIS H 3260 網目10、線径5.0

機材	状態	塗料の種別	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管 露出	調合ペイント		1	1	1	下塗りはさび止めペイント
黒管 露出	調合ペイント		2	1	1	下塗りはさび止めペイント

キュービクル設置箇所改修図 1/100

メッシュフェンスUN H=1800
基礎ブロックとも 4周

メッシュ用門扉 UN 南京錠共
H=1800 片開き W1000

キュービック周囲、土間コン打設
コンクリートH:200、鉄筋金網D10×150×150

新設キュービクル

4,500

R C 土間 及び 設備基礎 詳細図 N/S

ワイヤーメッシュ
D10-150@タテヨコ共

D13-300@タテヨコ共

6,200 × 4,250

2,800 × 2,400

100 200

100 200 GL ▼

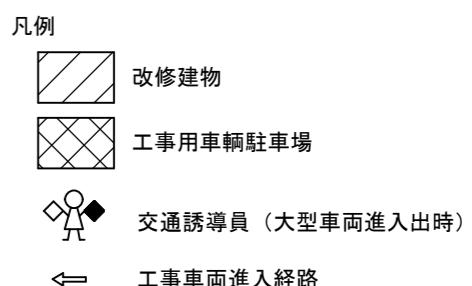
00 200

Wイヤーメッシュ D10-150@

※建設発生土は場外自由処分とする。

This site plan illustrates the layout of a construction project. The main building, labeled "改修建物" (Renovation Building), is shown with a diagonal hatching pattern. To its right is a temporary parking area labeled "工事用車輛駐車場" (Construction Vehicle Parking Lot) with a cross-hatching pattern. A section of the fence has been removed, indicated by the label "メッシュフェンス H:1000撤去(基礎共)" (Removal of mesh fence H:1000 (including base)). A "キューピング" (Cubing) structure is also present. The plan includes various symbols: a person icon with a diamond, a right-pointing arrow, a downward-pointing arrow, and a north arrow. A legend in the bottom right corner defines the symbols: a diagonal hatching for "改修建物" (Renovation Building), a cross-hatching for "工事用車輛" (Construction Vehicle), and a person icon with a diamond for "交通誘導" (Traffic Guidance).

配置図 1/400



空調機器表（新設）					
記号	形式・名称	仕様	台数	備考・参考型番	
ACP-1	ルームエアコン	冷房能力：2.8(0.7~4.2)kW 暖房能力：3.6(0.7~6.4)kW	1	既成コンクリート架台	
	壁掛け	単相100v 冷房定格消費電力：0.58kW 暖房定格消費電力：0.72kW		防振ゴム(t=10)	
		ワイヤレスリモコン		集中リモコンアダプター	
ACP-1	パッケージエアコン	冷房能力：5.6(1.9~5.6)kW 暖房能力：5.6(1.6~7.3)kW	2	既成コンクリート架台	
	天井カセット2方向	3相200v 冷房定格消費電力：1.33kW 暖房定格消費電力：1.89kW		防振ゴム(t=10)	
		ワイヤードリモコン		集中リモコンアダプター	
ACP-2	パッケージエアコン	冷房能力：10.0(2.7~11.2)kW 暖房能力：11.2(2.8~14.0)kW	4	既成コンクリート架台	
	天井カセット4方向	3相200v 冷房定格消費電力：2.89kW 暖房定格消費電力：2.62kW		防振ゴム(t=10)	
		ワイヤードリモコン、リニューアルバネル		集中リモコンアダプター	
ACP-3	パッケージエアコン	冷房能力：20.0(6.0~22.4)kW 暖房能力：22.4(5.6~27.0)kW	1	既成コンクリート架台	
	天井カセット4方向	3相200v 冷房定格消費電力：5.57kW 暖房定格消費電力：5.95kW		防振ゴム(t=10)	
	同時ツイン	ワイヤードリモコン、リニューアルバネル		集中リモコンアダプター	
ACP-3P	パッケージエアコン	冷房能力：20.0(6.0~22.4)kW 暖房能力：22.4(5.6~27.0)kW	1	既成コンクリート架台	
	天井カセット4方向（自動昇降）	3相200v 冷房定格消費電力：5.57kW 暖房定格消費電力：5.95kW		防振ゴム(t=10)	
	同時ツイン	ワイヤードリモコン（自動昇降用共）、化粧バネル×2（自動昇降）、リニューアルバネル		集中リモコンアダプター	
ACP-4	パッケージエアコン	冷房能力：25.0(6.8~28.0)kW 暖房能力：28.0(7.0~34.0)kW	1	既成コンクリート架台	
	天井カセット4方向	3相200v 冷房定格消費電力：8.40kW 暖房定格消費電力：7.50kW		防振ゴム(t=10)	
	同時ツイン	ワイヤードリモコン、リニューアルバネル		集中リモコンアダプター	
ACP-5	パッケージエアコン	冷房能力：10.0(2.7~11.2)kW 暖房能力：11.2(2.8~14.0)kW	2		
	天井ビルトイイン	3相200v 冷房定格消費電力：2.83kW 暖房定格消費電力：2.83kW		防振ゴム(t=10)	
		ワイヤードリモコン		集中リモコンアダプター	
ACP-6	パッケージエアコン	冷房能力：25.0(6.8~28.0)kW 暖房能力：28.0(7.0~34.0)kW	2		
	天井ビルトイイン	3相200v 冷房定格消費電力：10.9kW 暖房定格消費電力：8.84kW		防振ゴム(t=10)	
	同時ツイン	ワイヤードリモコン		集中リモコンアダプター	
ACP-7	パッケージエアコン	冷房能力：10.0(2.7~11.2)kW 暖房能力：11.2(2.8~14.0)kW	1	既成コンクリート架台	
	天吊り	3相200v 冷房定格消費電力：2.65kW 暖房定格消費電力：2.85kW		防振ゴム(t=10)	
		ワイヤードリモコン、ドレンアップキット		集中リモコンアダプター	
集中管理リモコンスイッチ		100/200V ゲループ制御、個別制御／一括運転停止、温度設定	1		

特記事項

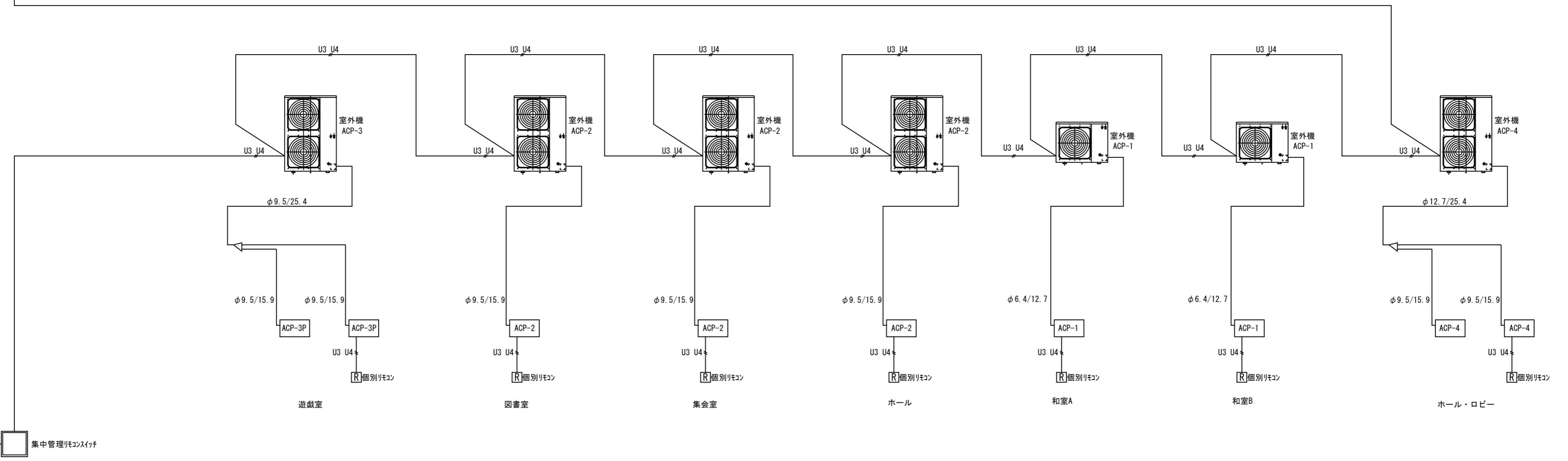
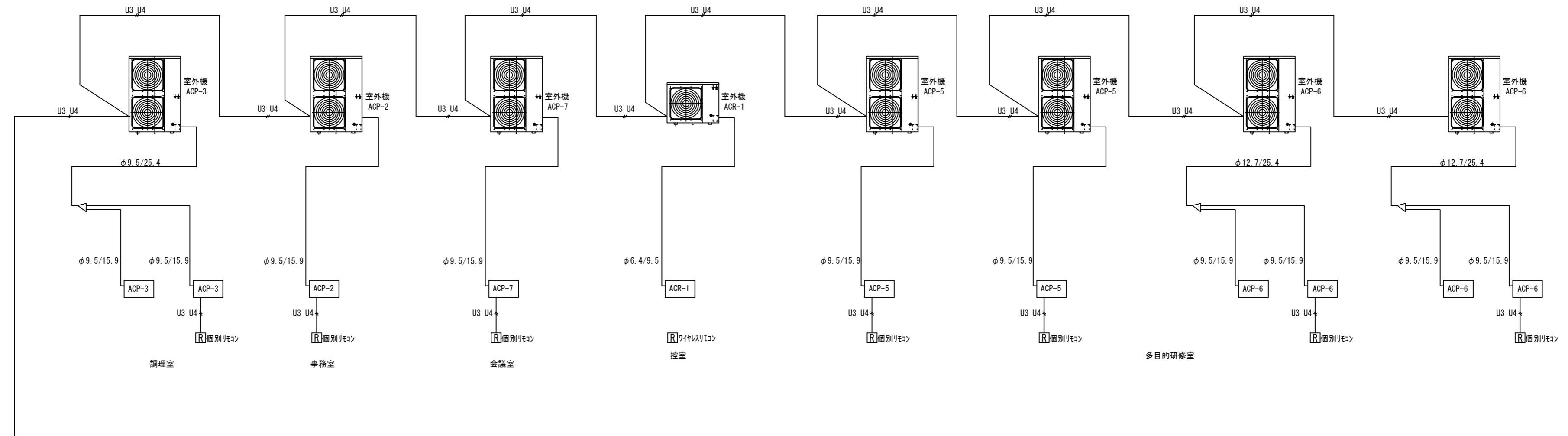
- ・運転特性、能力はJIS条件による。
- ・電源容量値は参考とする。
- ・空調機は省エネタイプを仕様すること。
- ・空調機トップランナー基準改定仕様とする。
- ・冷媒ガスはオゾン破壊系ゼロとする。
- ・機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。
- ・リモコン配線共本工事とする。
- ・但し該当しない機器については製造者標準仕様とする。
- ・室外機－室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。
- ・室外機・室内機共耐震震れ止め、転倒防止を施す事。
- ・アンカーはケミカルアンカー仕様とする。（既成コンクリート架台除く）
- ・機器は同等品以上とする。
- ・室外機はSUS製ボルトにて固定、Wナットにて締付けのこと。（既成コンクリート架台除く）

送風機 機器表（新設）					
記号	形式・名称	仕様	台数	備考・参考型番	
SF-1	シーリングファン	φ900	2		
	天井付	単相100v 強/中/弱切替 56/34/10.5W			
		速度調節器			

空調機器表（撤去）					
記号	形式・名称	仕様	台数	備考・参考型番	
GHP-1	ガスヒートポンプマルチエアコン	冷房能力：56.0kW 暖房能力：71.0kW	1		
	室外ユニット	3相200v			
GHP-2	ガスヒートポンプマルチエアコン	冷房能力：56.0kW 暖房能力：71.0kW	1		
	室外ユニット	3相200v			
GHP-3	ガスヒートポンプマルチエアコン	冷房能力：56.0kW 暖房能力：71.0kW	1		
	室外ユニット	3相200v			
AC-M90	ガスヒートポンプマルチエアコン	冷房能力：9.0kW 暖房能力：11.8kW	3		
	室内機 天井カセット 4方向	単相200V			
AC-M112	ガスヒートポンプマルチエアコン	冷房能力：11.2kW 暖房能力：14.0kW	5		
	室内機 天井カセット 4方向	単相200V			
AC-M140	ガスヒートポンプマルチエアコン	冷房能力：14.0kW 暖房能力：18.0kW	2		
	室内機 天井カセット 4方向	単相200V			
AC-B56	ガスヒートポンプマルチエアコン	冷房能力：5.6kW 暖房能力：7.1kW	(2)	撤去しない	
	室内機 ピルトイ型	単相200V			
AC-B112	ガスヒートポンプマルチエアコン	冷房能力：11.2kW 暖房能力：14.0kW	3		
	室内機 ピルトイ・ハーフ・ハーフ型	単相200V			
AC-B140	ガスヒートポンプマルチエアコン	冷房能力：14.0kW 暖房能力：18.0kW	4		
	室内機 ピルトイ・ハーフ・ハーフ型	単相200V			
AC-K28	ガスヒートポンプマルチエアコン	冷房能力：2.8kW 暖房能力：3.6kW	1		
	室内機 壁掛型	単相200V			

凡 例					
図示記号	名 称	配管材料	保温仕様		
—— R ——	冷媒管	空調用保溫付被覆銅管 保溫厚 液管：10mm（ただし、φ10未満は8mm） ガス管：20mm	屋内露出：配管化粧カバー 屋外露出：ポリスチレン成形+SUS鋼板ラッキング		
—— D ——	ドレン管	硬質塩化ビニル管（VP）	天井内：グラスウール+アルミガラスクロス化粧保温筒		

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ 設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	津市川合公民館空調設備改修工事 図面名 (新設・撤去) 機器仕様	年月日 —	No. M-5 原図 : A2 縮 尺
-----	------	------	---	--	---	--	----------	---------------------------



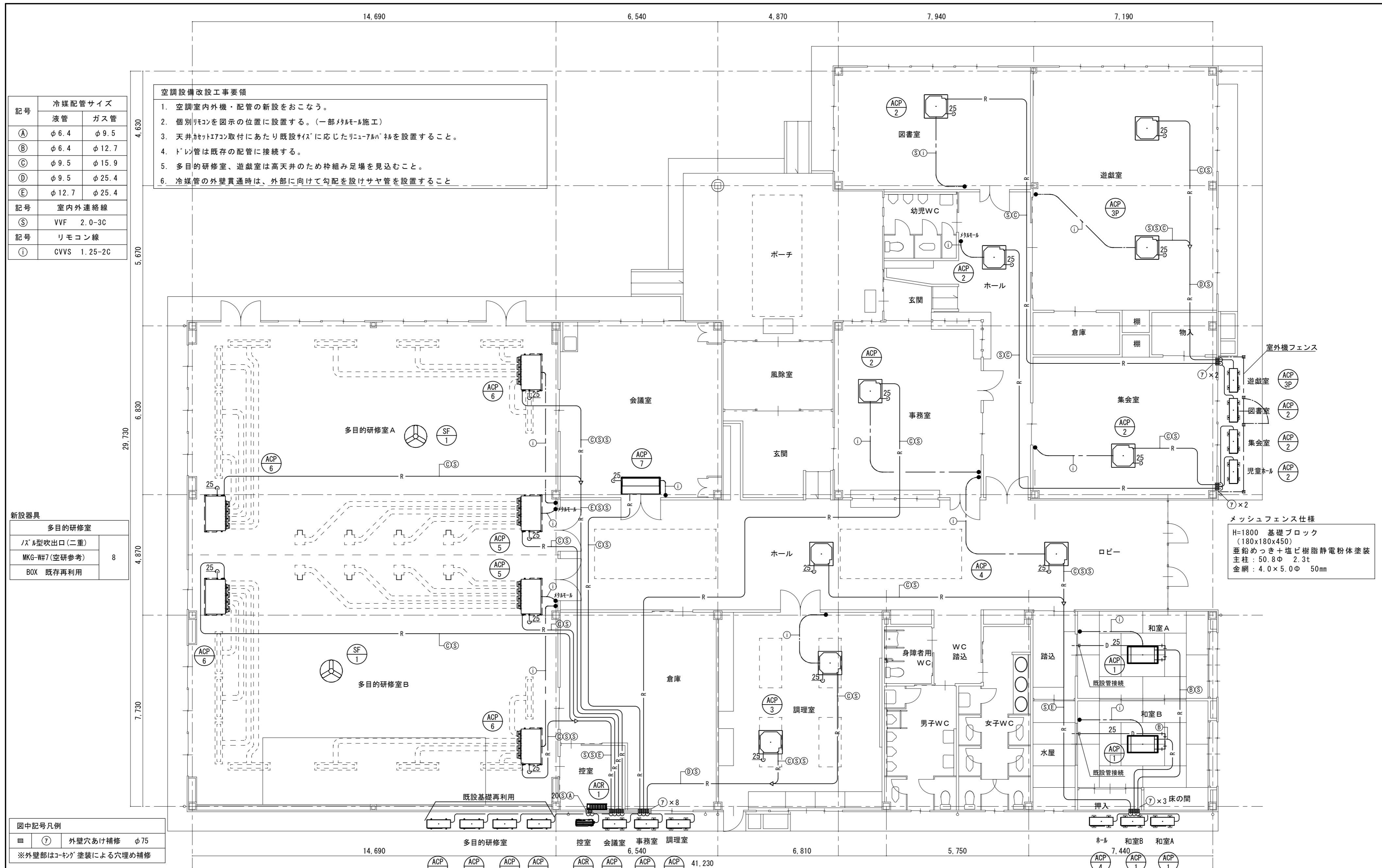
U3 U4線：集中管理制御用（2芯シールド線）

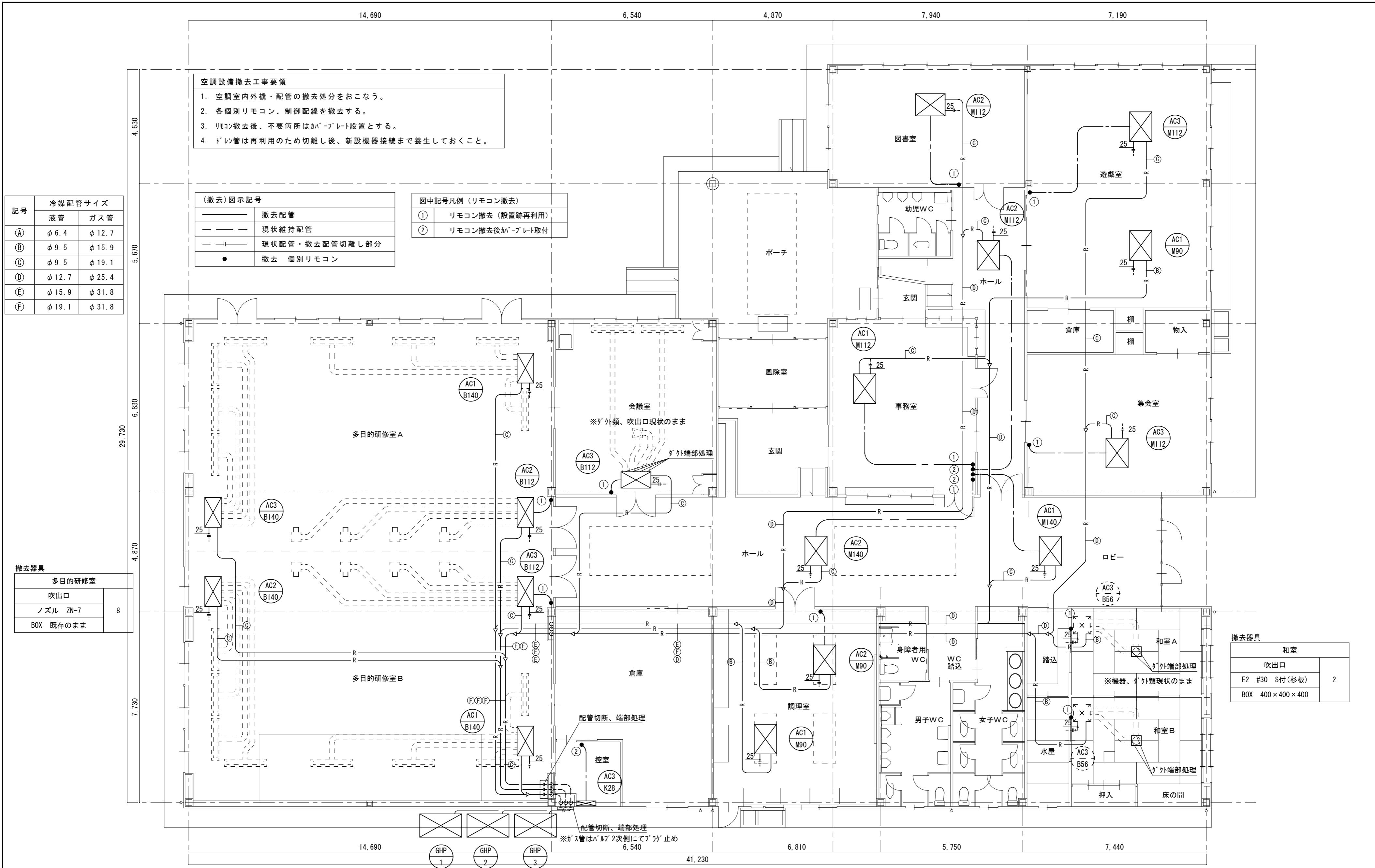
※集中リモコン用制御配線 配管は本工事とする

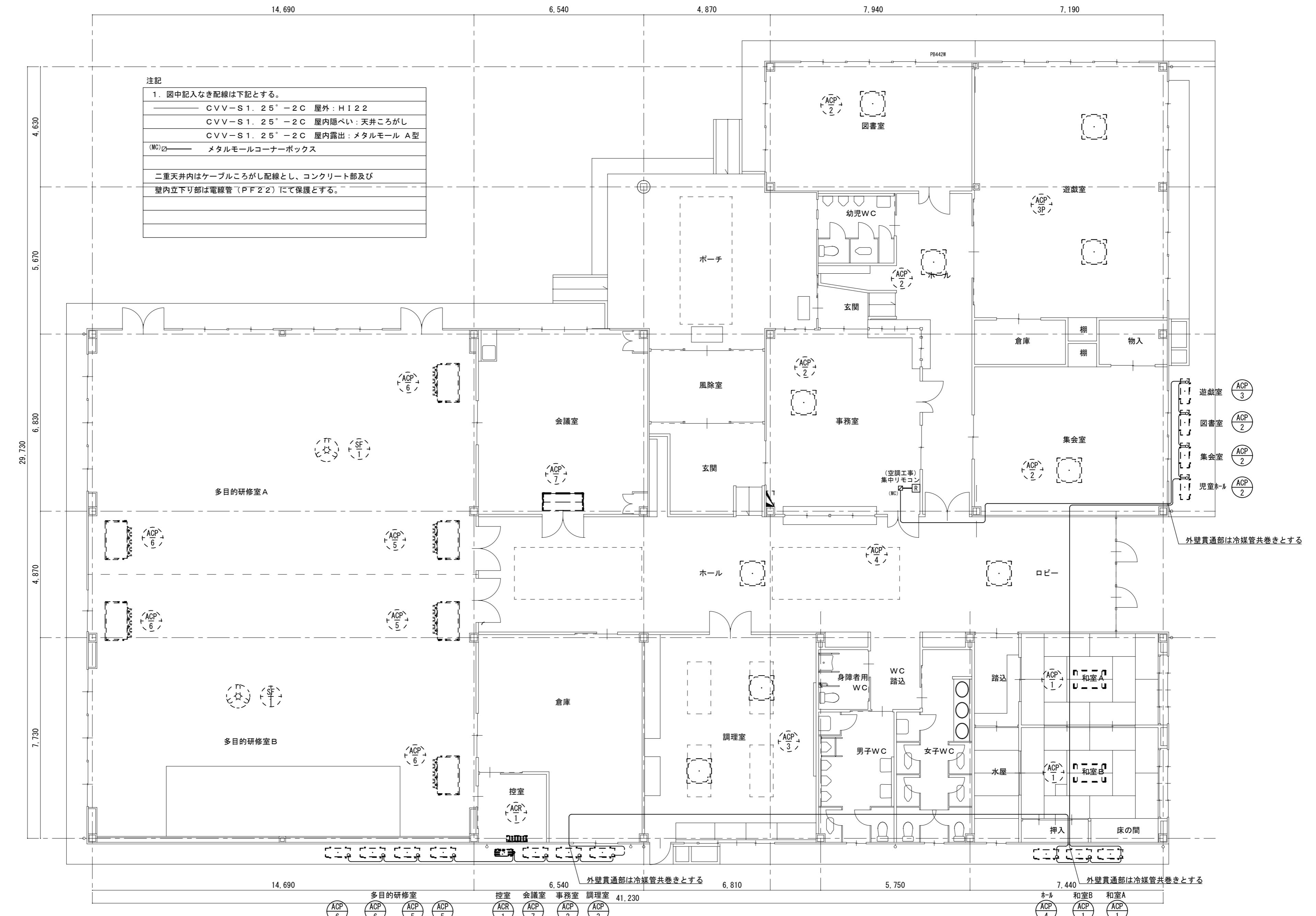
※配線・配管サイン、系統は参考とする。(ルート・標識とする)

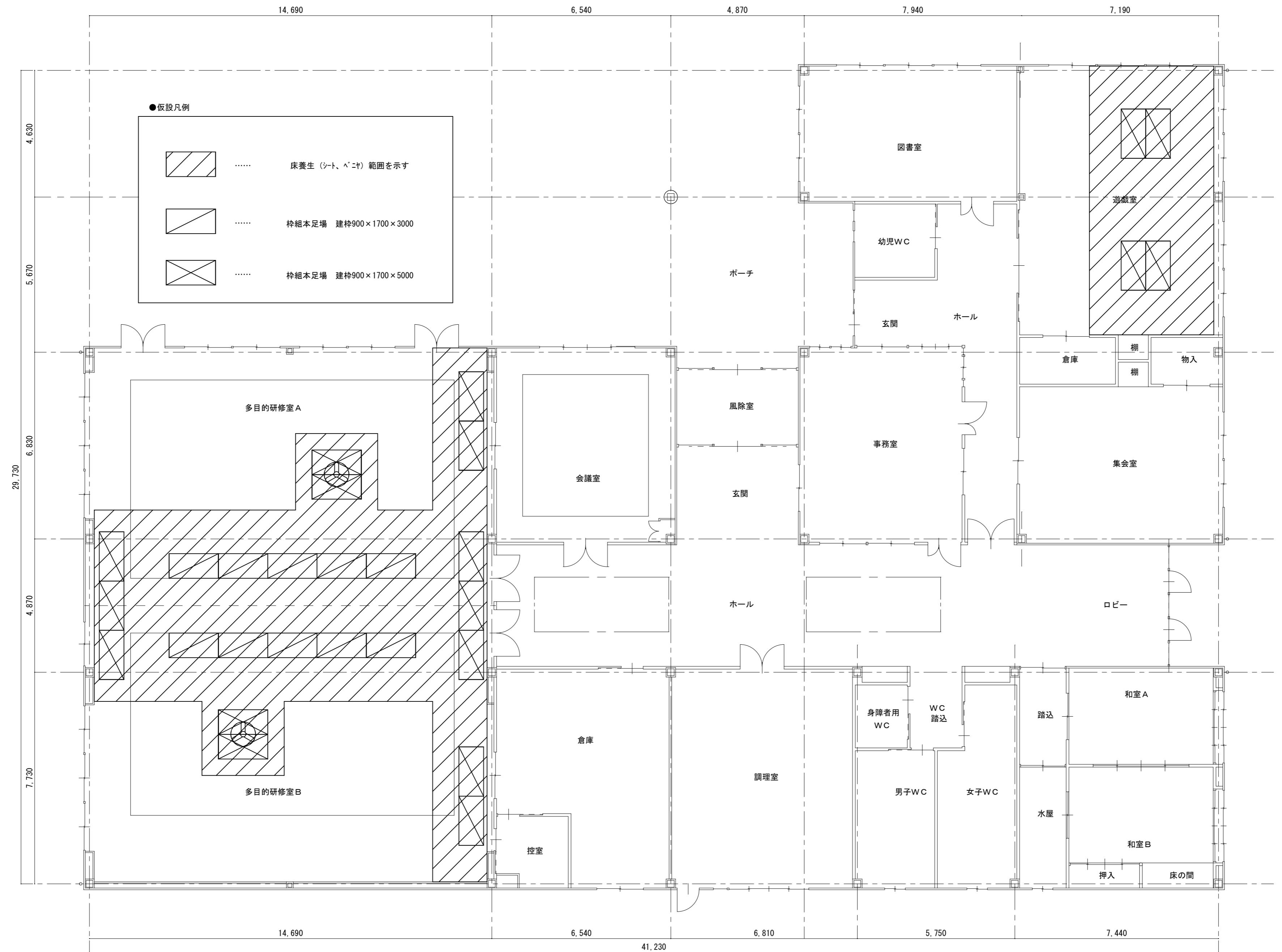
※配線・配管サイズ、系統は参考とする。(メー

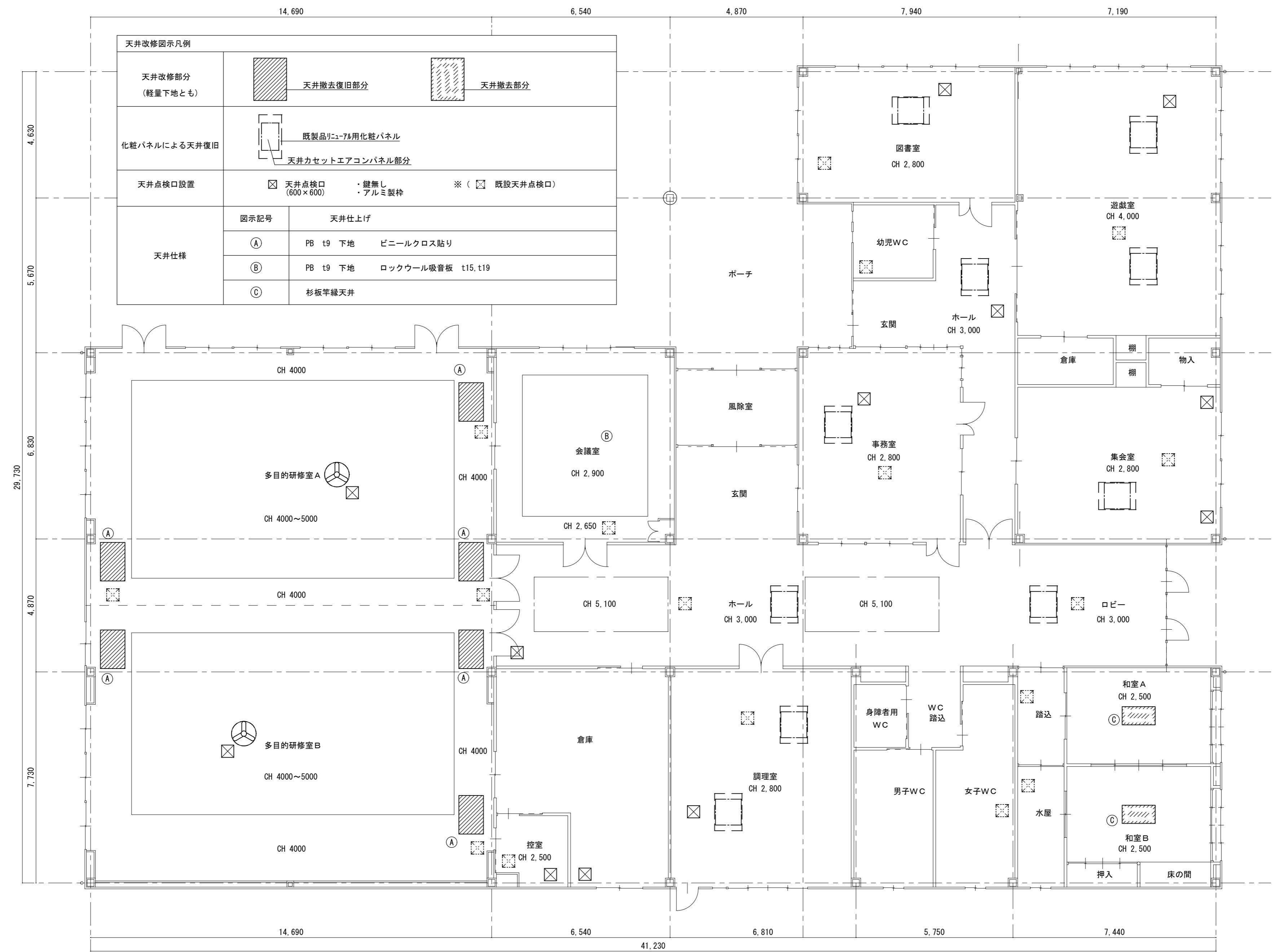
空調配管・配線系統図











改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市川合公民館空調設備改修工事	年月日	No.
				株式会社 マツダ設計							M-11
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/100	
									天井伏図	縮尺	原図:A2

電気設備工事特記仕様書																																			
I. 工事概要																																			
1. 工事名称 津市川合公民館空調設備改修工事																																			
2. 工事場所 津市 一志町八太 地内																																			
3. 建物概要																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建 物 概 要</th> <th rowspan="2">構 造</th> <th rowspan="2">階 数</th> <th rowspan="2">延べ面積(m²)</th> <th>用途区分</th> </tr> <tr> <th>消防法施行令別表第一</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館</td> <td>RC造</td> <td>1階</td> <td>1,027.64</td> <td>1項- (口)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積(m ²)	用途区分	消防法施行令別表第一	公民館	RC造	1階	1,027.64	1項- (口)																計				
建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積(m ²)	用途区分																															
				消防法施行令別表第一																															
公民館	RC造	1階	1,027.64	1項- (口)																															
計																																			
4. 工事種目 (延べ面積は建築基準法による表記)																																			
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。																																			
工 事 種 目		工 事 場 所																																	
		屋内			屋外																														
電力設備	電灯設備																																		
	動力設備	○																																	
	雷保護設備																																		
	接地設備																																		
受変電設備 ○																																			
電力貯蔵設備	直流電源設備																																		
	交流無停電電源設備																																		
	電力平準化用蓄電設備																																		
	分散電源エネギー・マジメントシステム																																		
発電設備	ディーゼル発電設備																																		
	ガスエンジン発電設備																																		
	ガスタービン発電設備																																		
	太陽光発電設備																																		
	風力発電設備																																		
	その他発電設備																																		
通信・情報設備	構内情報通信網設備																																		
	構内交換設備																																		
	情報表示設備																																		
	映像・音響設備																																		
	拡声設備																																		
	誘導支援設備																																		
	テレビ共同受信設備																																		
	テレビ電波障害防除設備																																		
	監視カメラ設備																																		
	駐車場管制設備																																		
	防犯・入退室管理設備																																		
	自動火災報知設備																																		
	自動閉鎖設備																																		
	非常警報設備																																		
ガス漏れ火災警報設備																																			
中央監視制御設備																																			
医療関係設備																																			
構内配電線路																																			
構内通信線路																																			
その他																																			

I. 共通仕様	
1. 適用	
画面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）	
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）	
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）	
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」	
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）	
・国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」	
・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）	
・電気工事業の業務の適正化に関する法律	
・電気工事士法	
・労働安全衛生法	
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）	
・電力会社供給約款	
・その他閣連法令、閣連諸基準	
2. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
項目	特記事項
1. 一般事項	(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ●自家用電気工作物 ・事業用電気工作物
6. 電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (2)電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気主任技術者との調整	工事着手から引き渡しまでの期間は、受注者が電気事業法で定める電気主任技術者を選任すること。
10. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤工事写真の撮り方-建築設備編- ⑥その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ①総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3kg超逸吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書、幹線計算書等 ⑤照度分布図、センサ動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
15. 工程表	関連業者間に十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
16. 工事写真	営繕工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。
17. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定日（・施設の休業日 ●打ち合わせによる ・その他（ ） ） 2) 施工可能時間帯 ・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定時間（・（ ）時～（ ）時 ●打ち合わせによる ・その他（ ） ） 3) 概成工期 ・適用する（工事期日より（ ）日前） ・適用しない 4) その他 （ ）
18. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
19. 建設副産物	(1)請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に縫じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。

20. 発生材の処理等	<p>(1)引き渡しを要するもの 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。</p> <p>(2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器　・コンデンサ ・その他（現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。)</p> <p>(3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他（）</p> <p>(4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材</p> <p>(5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調査」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>(6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストA、B2、D、E票を提示すること。）</p>
21. 官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ・消防設備関係　・電気工作物関係　●受電関係　・通信関係　・建設工事関係　・その他（）
22. 消防法関係の手続き	<p>(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ●本工事（・建築工事　●電気設備工事　・機械設備工事）　・別途工事</p> <p>(2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p>
23. 工事用仮設物	構内への設置　・できる（施設管理者と協議）　・できない
24. 工事用電力、水、その他	(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。 また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
25. 工事中等の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
26. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
27. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
28. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
29. 完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
30. 完成時の操作説明	タイマ、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
31. 不正軽油の使用の禁止	市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
32. その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。																																																															
項目	特記事項																																																														
1. 既設設備等の調査	<p>既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。</p> <p>(1) 地中埋設管路</p> <p>1) 項目 ●埋設配管 ・構造物 ・その他 () 2) 調査範囲 ●埋設ルート ・その他 ()</p> <p>(2) 貫通及びはつり</p> <p>1) 項目 ・鉄筋 ・配管 ・その他 () 2) 調査範囲 ・施工部分 ・その他 ()</p> <p>(3) 既設との取合い</p> <p>1) 項目 ●接続箇所 ・増設箇所 ・その他 () 2) 調査範囲 ●施工部分 ・その他 ()</p>																																																														
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																														
3. 耐震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																														
4. 耐震基準	(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度 (Ks)																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th rowspan="3">機器種別</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階、屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2. 0</td> <td>2. 0</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階及び地下階</td> <td>機器</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> <td>0. 6</td> <td>0. 4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
設置場所	機器種別			耐震安全性の分類																																																											
				特定の施設		一般の施設																																																									
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																										
上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																										
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5																																																										
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																										
中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0																																																										
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4																																																										
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
5. はつり	(1) 穴開け及び補修 ・なし ●あり (2) 溝はつり及び補修 ・なし ・あり																																																														
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない																																																														
7. 基礎の配線ピット	基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。																																																														
8. 配管・配線の耐震処置	建物引込部の配管の耐震処置 ・行う ・行わない 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ・行う ・行わない																																																														
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																														
10. 露出配管	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護バーを使用する。 (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。																																																														
11. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(PVC管)																																																														
12. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4) 枝枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッティングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																														
13. 導入線	通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(Φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。																																																														
14. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																														
15. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																														
16. ブルボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一边が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形ブルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設ブルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3) 屋外形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。																																																														
17. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																														
18. ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。)を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② ブルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中綫式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所 2) 架空綫式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所																																																														
19. 高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板(屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。																																																														

改訂日	改訂記号	改訂内容

印 設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 管

株式会社 マツダ設計

514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590

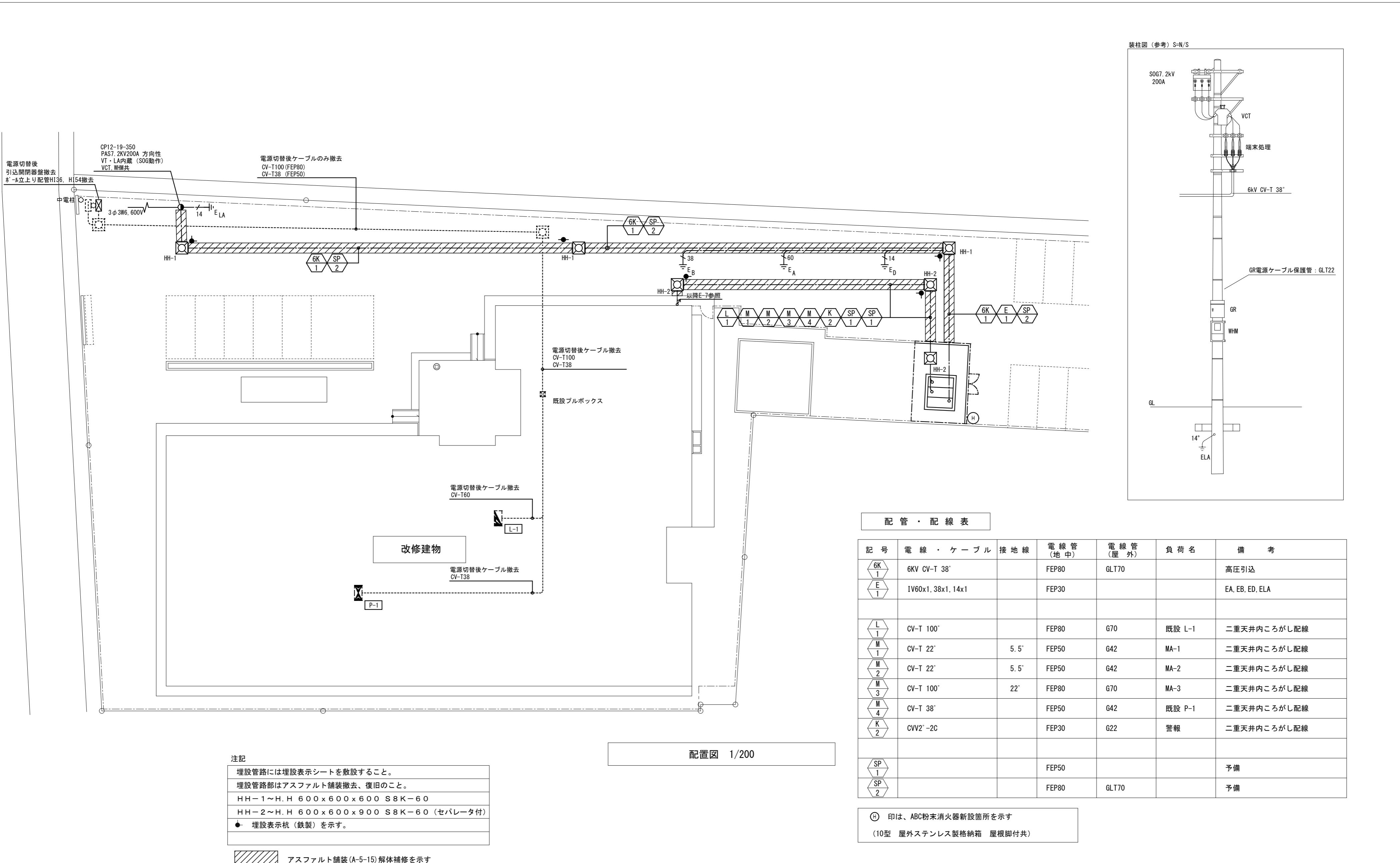
理建築士	承 認	設 計	製 図	津市川合公民館空調設備改修工事
級建築士 登録 264600 田 恵一				図面名 電気設備工事特記仕様書 1

	年月日	No.
	_____	E-1

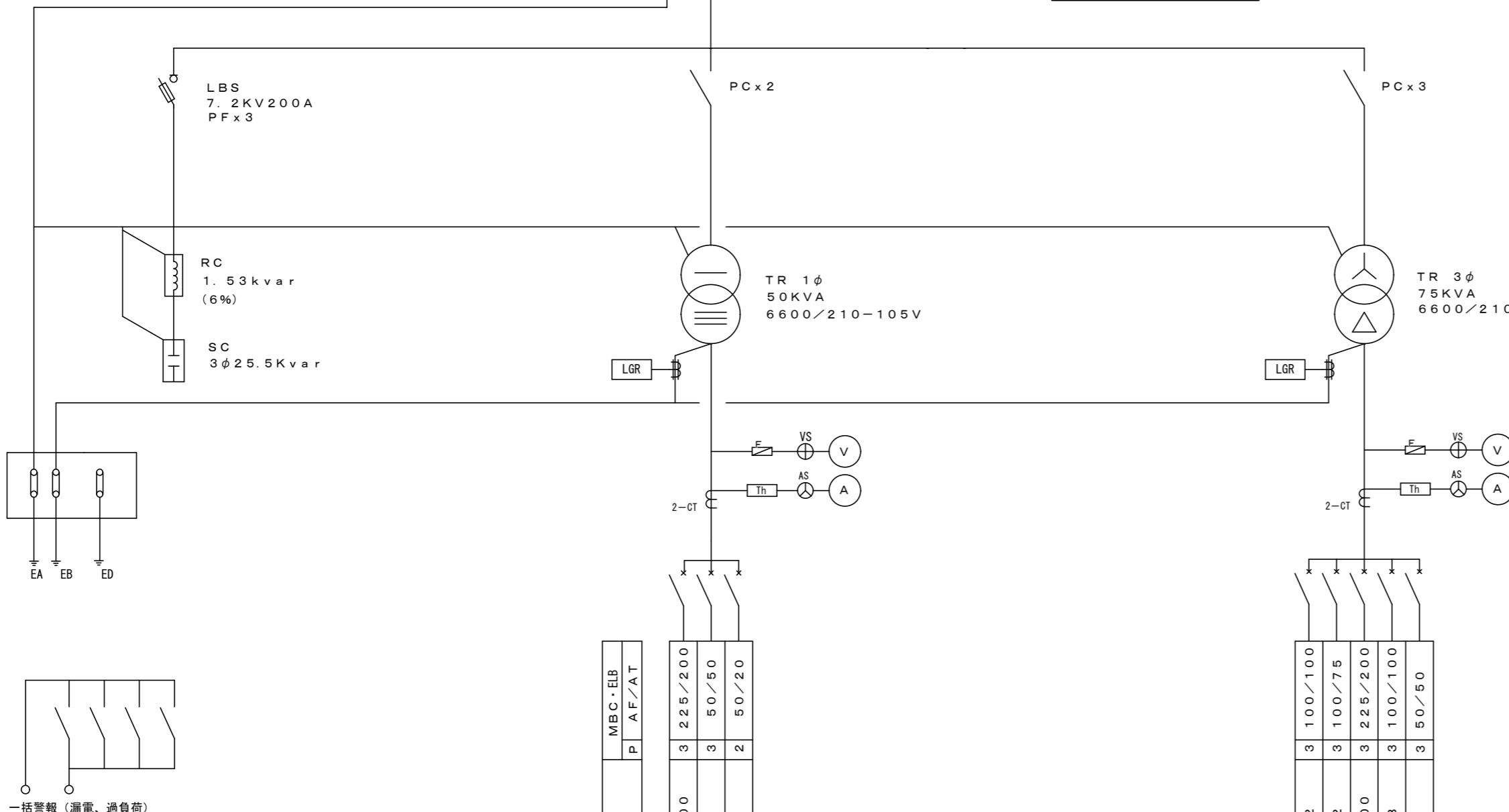
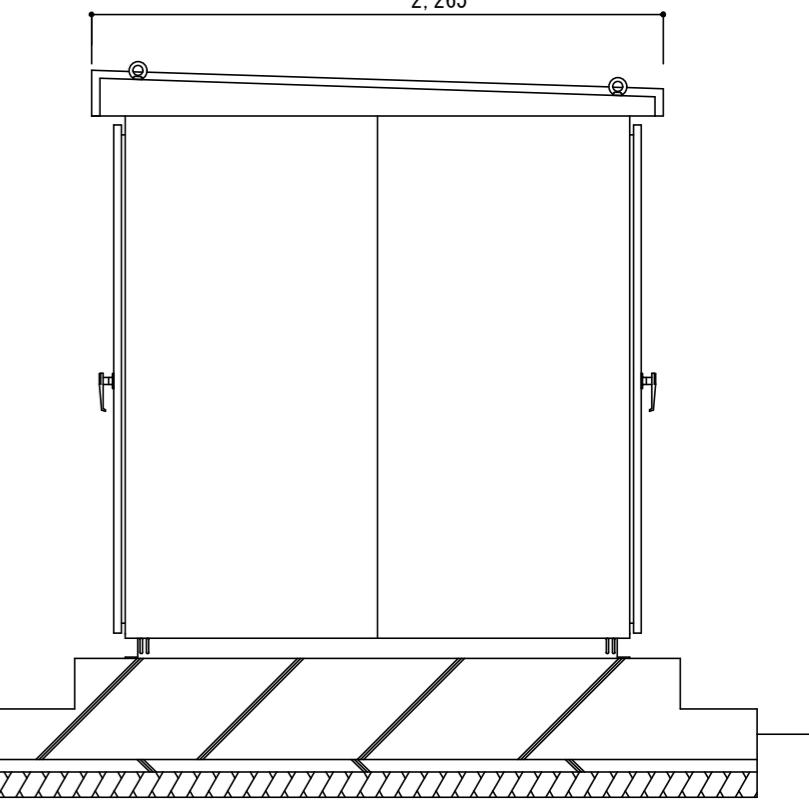
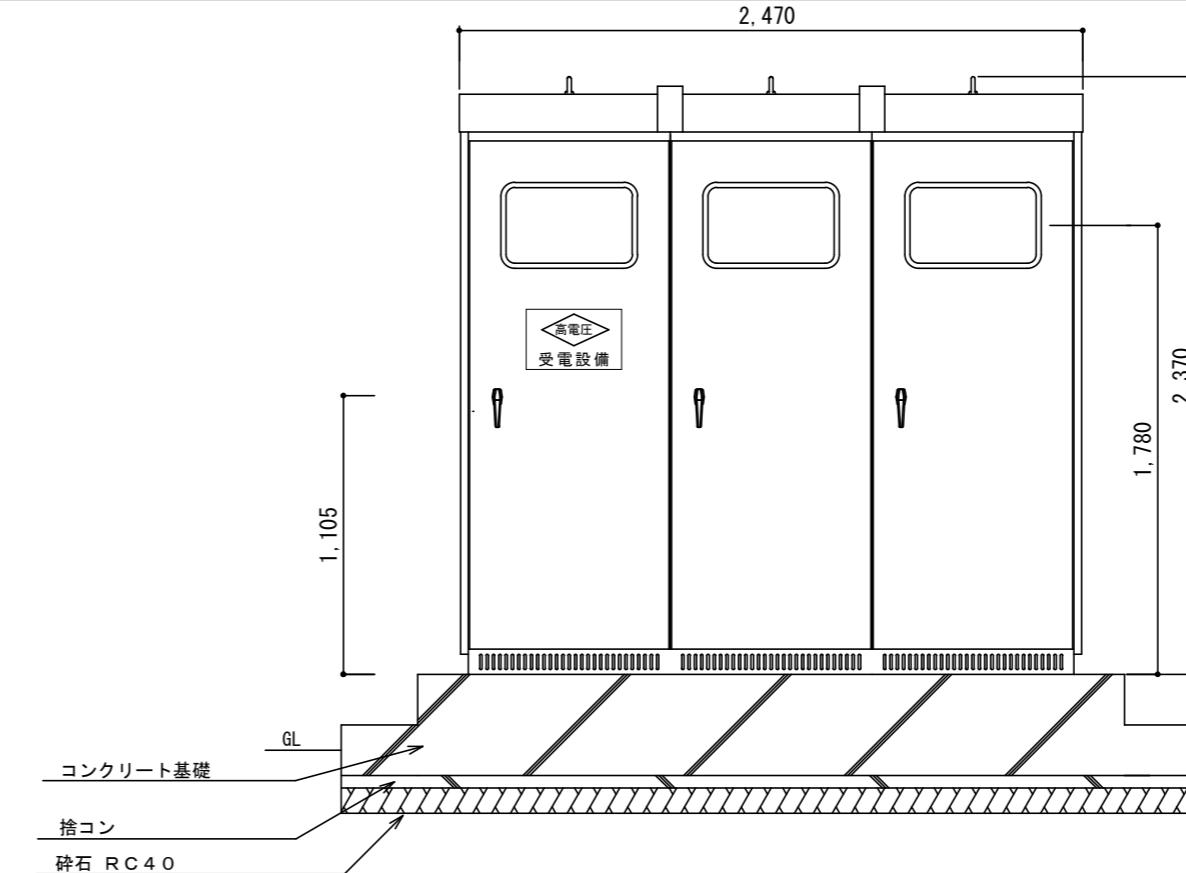
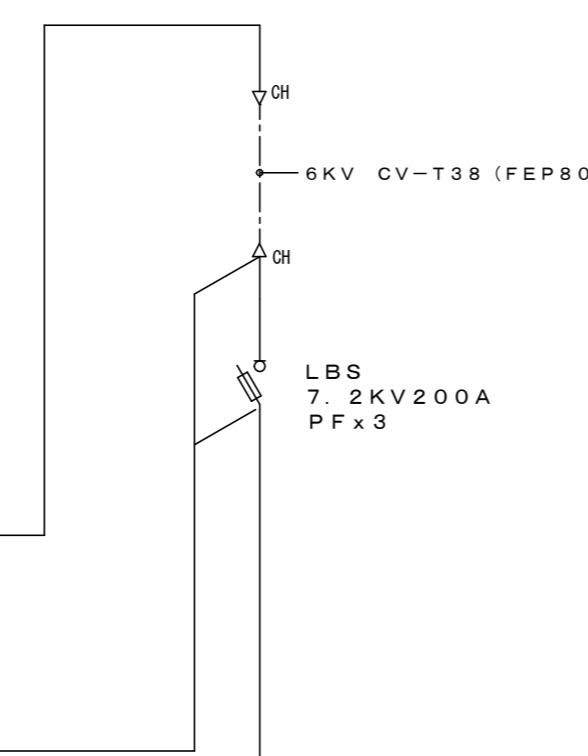
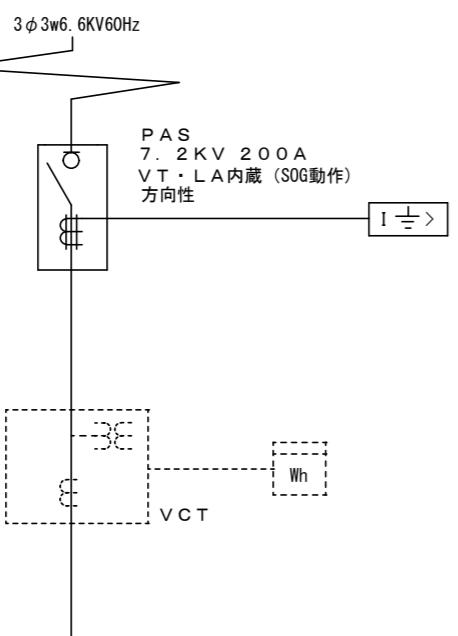
20. 配線器具の設置	(1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場合は、絶縁枠を使用する。 (4)フレーテーは、画面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバーブレードは、原則として新金属製とする。 なお、器具を接続しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)プロアブレードは、平滑低錆型（空軸防止リング付）とする。
21. 照明器具の設置	(1)コードバンド以外の放電灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。（乾燥した場所のコンパクト形器具（27W以下）を除く。） (2)接地端子は配線と同様にケーブルの1芯（緑色）を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線（緑線）を添えることもできる。 (3)照度器具が既存する前後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (4)点灯時間により支持する場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (5)ドア下地等により支持する場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6)ハイブリッドの照明器具は振られぬ施工をする。
22. 照明改修の際の測定	対象室の改修前後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所（ ）回
23. 分電盤、制御盤、キューピカル等	(1)画面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる面図を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改修した場合は、面図を修正するものとする。 (2)屋外キーピネットで露出し配管ボックスに接続する場合は、カッピングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムバッキン等を取り付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
24. 受電設備、発電設備の設置場所	(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
25. 発電設備の燃料配管	(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
26. 電波関係の計算及び測定	(1)計算書の提出 電界強度測定結果による計算書を提出 (2)測定の実施 1)項目 全受信チャンネルの電界強度、受像画質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真的撮影を行う。 2)測定期間 3)報告書提出部数
27. 土工事	(1)埋戻しの材料及び工法 ・土壌（材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による練固め） ・その他（ ） ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中配管の深さは、GL+600mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受電設備及び自家発電装置の基礎等は総振り、埋設管路等は吊り根、外灯基礎、電柱等はばね振りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。
28. ハンドホール、マンホール	1)地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2)地耐力 ①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 ②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3)荷重を越えるものにあつては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
29. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ①建物への引込口及び出口付近 ②マンホール、ハンドホール ③地中線路の曲折箇所 ④道路横断箇所 ⑤直線部分では30m程度に1個
30. 分電盤、制御盤等	1)地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2)地耐力 ①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 ②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3)荷重を越えるものにあつては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
31. 雷保護設備	(1)避雷針 1)受電部・突兀・棟上導体・笠木等の別途施工 2)避雷導線・引下線・建築構造利用 3)接地極・接地極埋設・建築構造利用 4)接地抵抗の測定 ①測定方法・電位差計方式・電圧降下法 ②測定回数・3回・（ ）回 5)接地極埋設設備を設置する。
32. 雷サージ保護	1)耐雷トランジスト・設置（・単相用・動力用）・設置しない 2)SPD・低电压（・クラスI・クラスII）・通信用（・カテゴリC2・カテゴリD1） 3)低电压SPDクラスIの性能別図による 4)通信用SPDカテゴリD1の性能別図による
33. 電源回路の保護	1)低电压SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2)主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。
34. 通信回線の保護	電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
35. 接地設備	(1)接地工事 1)種別・A種・B種・C種・D種 2)施工・各種単独・共用あり() (2)接地抵抗の測定 1)測定方法・電位差計方式・電圧降下法 2)測定回数・3回・（ ）回 (3)接地極埋設設備 接地には接地極埋設設備を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
36. 受電設備	(1)既設との取り合い ・無し・改造（機器取替、追加等を含む）・増設・配線接続 (2)機器類 ●盤類 ●交流遮断器 ●断路器 ●避雷器 ●負荷開閉器 ●変圧器 ●進相コンデンサ ●直列リクトル ●配線用遮断器 ●電磁接触器 (3)盤類 1)形式 ●キューピカル式配電盤（JIS C 4620）・高圧スイッチギア（JEM 1425）（・CX・CW・PW・MW） 2)中通路・有・無 3)特記事項（ ） (4)交流遮断器 真空遮断器（VCB） ①操作方式・手動ねじ操作・電動ねじ操作・电磁操作 ②引外し方式・電流引外し・コンデンサ引外し・直流通電引外し
37. 機器仕様	下記の当該する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面による。
38. 項目	特記事項
【電力設備】	
1. 電灯設備	(1)既設等との取り合い ・無し ●盤改造 ●配線接続 ●電源供給 ●その他（ ） (2)機器類 ・一般照明器具 ●照明制御装置 ●外灯（単独設置） ●コンセント等 ●分電盤、制御盤等 ・その他（ ） (3)一般照明器具 1)形式 ●公共型 ●一般型 2)用途 ●屋内用 ●屋外用 ●防災用 3)環境 ●普通地域 ●塩害地域 5)照明天具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6)蛍光灯の点灯時にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7)HIDランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止設置したランプとする。
2. 機器仕様	1)形式 ●3相単投 ●単相単投（避雷器用に限る） 2)操作方式 ●遠方手動操作 ●フック棒操作（避雷器用に限る） (5)断路器 1)形式 ●配電盤用 ●引込柱用 ●地中引込用 2)操作方式 ●操作方式 ●フック棒操作 ●遠方手動操作 ●電動操作 3)引込柱用 ●本体及び御箱の材質 ●ステンレス製 ●銅製 4)地中引込用 保護装置 ●保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向继電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする 避雷器 ●内蔵 ●無 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向继電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする
3. 機器仕様	1)形式 ●油入 ●モールド 2)設置方式 ●屋外型 ●屋内型 3)ダイヤル温度計 ●有・最大値指針有・最大値指針無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合は必須とする
4. 負荷開閉器	1)形式 ●油入 ●モールド 2)その他 ●内部異常検知して動作する保護接点を設けること ②過電流装置が附属部又是内蔵すること
5. 変圧器	1)形式 ●油入 ●モールド 2)設置方式 ●屋内型 3)ダイヤル温度計 ●有・最大値指針有・最大値指針無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合は必須とする
6. 進相コンデンサ	1)絶縁方式 ●油入 ●モールド 2)その他 ●ガス入 ①内部異常検知して動作する保護接点を設けること ②過電流装置が附属部又是内蔵すること
7. 直列リクトル（進相コンデンサ用）	1)絶縁方式 ●油入 ●モールド 2)容量 ●6% ●13% 3)その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること
8. 設備不平衡	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。
9. キューピカル等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)画面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3)表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4)接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定接地端子は盤内の企業のしやすい場所に設ける。 6)配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
10. 基礎	●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●既設利用 ●その他（ ）
11. 配線ビット及び蓋	1)施工 ●本工事 ●別途工事 ●既設利用 ●既設利用 ●その他（ ） 2)ビット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。
12. 設置場所	・屋内 ●屋外（●地上・屋上）
13. 電力貯蔵設備	・非常用照明器具電源 ●受電変設備制御電源 ●その他（ ）
14. 直流電源設備	●一般型 ●防水型 ●ハイテンションアウトレット（・固定型） ●上下動型（アップ式を含む）
15. コンセント等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)画面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3)表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4)接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定接地端子は盤内の企業のしやすい場所に設ける。 6)配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
16. 動力設備	●1)既設との取り合い ・無し ●盤改造 ●配線接続 ●その他（ ） ●2)機器類 ●3)負荷設備 ・給水 ●排水 ●消火 ●空調 ●換気 ●排煙 ●昇降機 ・その他（ ） ●4)整流装置等 ●5)蓄電池 1)種類 ●鉛蓄電池（・HS・MSE・長寿命形MSE） ●アルカリ蓄電池（・AH・AMH） 2)最低蓄電池温度 ●5°C ●15°C ●25°C ●-5°C ●() °C
17. 交流無停電电源設備	●6)性能 停電補償時間（ ）
18. 交流無停電电源設備	●7)電流計 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。
19. 分電盤、制御盤等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)画面ホルダーは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3)表示ランプがある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4)接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定接地端子は盤内の企業のしやすい場所に設ける。 6)配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7)電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。
20. 雷保護設備	●8)電力平準化用蓄電設備 ●9)分散電源 ●10)燃料式発電設備 ●11)電気式蓄電池 ●12)電線
21. 構内情報通信網設備	●13)電線 ●14)構内情報通信網設備 ●15)構内交換設備 ●16)情報表示設備
22. 太陽光発電設備	●1)機器 ●2)太陽電池アレイ ●3)パワーコンディショナ及びシステム連系保護装置 ●4)情報処理装置 ●5)仕様詳細 ●6)太陽光発電設備特記仕様書による。
23. 風力発電設備	●1)機器 ●2)風車発電装置 ●3)制御盤 ●4)支持構造物 ●5)情報処理装置 ●6)風力発電設備特記仕様書による。
24. その他発電設備	●1)機器 ●2)交換装置 ●3)ケーブル ●4)アウトレット ●5)端子盤類 ●6)電話機 ●7)電話機 ●8)端子盤類 ●9)アウトレット ●10)情報表示設備 ●11)機器 ●12)機器 ●13)機器 ●14)機器 ●15)機器 ●16)機器 ●17)機器 ●18)機器 ●19)機器 ●20)機器 ●21)機器 ●22)機器 ●23)機器 ●24)機器 ●25)機器 ●26)機器 ●27)機器 ●28)機器 ●29)機器 ●30)機器 ●31)機器 ●32)機器 ●33)機器 ●34)機器 ●35)機器 ●36)機器 ●37)機器 ●38)機器 ●39)機器 ●40)機器 ●41)機器 ●42)機器 ●43)機器 ●44)機器 ●45)機器 ●46)機器 ●47)機器 ●48)機器 ●49)機器 ●50)機器 ●51)機器 ●52)機器 ●53)機器 ●54)機器 ●55)機器 ●56)機器 ●57)機器 ●58)機器 ●59)機器 ●60)機器 ●61)機器 ●62)機器 ●63)機器 ●64)機器 ●65)機器 ●66)機器 ●67)機器 ●68)機器 ●69)機器 ●70)機器 ●71)機器 ●72)機器 ●73)機器 ●74)機器 ●75)機器 ●76)機器 ●77)機器 ●78)機器 ●79)機器 ●80)機器 ●81)機器 ●82)機器 ●83)機器 ●84)機器 ●85)機器 ●86)機器 ●87)機器 ●88)機器 ●89)機器 ●90)機器 ●91)機器 ●92)機器 ●93)機器 ●94)機器 ●95)機器 ●96)機器 ●97)機器 ●98)機器 ●99)機器 ●100)機器 ●101)機器 ●102)機器 ●103)機器 ●104)機器 ●105)機器 ●106)機器 ●107)機器 ●108)機器 ●109)機器 ●110)機器 ●111)機器 ●112)機器 ●113)機器 ●114)機器 ●115)機器 ●116)機器 ●117)機器 ●118)機器 ●119)機器 ●120)機器 ●121)機器 ●122)機器 ●123)機器 ●124)機器 ●125)機器 ●126)機器 ●127)機器 ●128)機器 ●129)機器 ●130)機器 ●131)機器 ●132)機器 ●133)機器 ●134)機器 ●135)機器 ●136)機器 ●137)機器 ●138)機器 ●139)機器 ●140)機器 ●141)機器 ●142)機器 ●143)機器 ●144)機器 ●145)機器 ●146)機器 ●147)機器 ●148)機器 ●149)機器 ●150)機器 ●151)機器 ●152)機器 ●153)機器 ●154)機器 ●155)機器 ●156)機器 ●157)機器 ●158)機器 ●159)機器 ●160)機器 ●161)機器 ●162)機器 ●163)機器 ●164)機器 ●165)機器 ●166)機器 ●167)機器 ●168)機器 ●169)機器 ●170)機器 ●171)機器 ●172)機器 ●173)機器 ●174)機器 ●175)機器 ●176)機器 ●177)機器 ●178)機器 ●179)機器 ●180)機器 ●181)機器 ●182)機器 ●183)機器 ●184)機器 ●185)機器 ●186)機器 ●187)機器 ●188)機器 ●189)機器 ●190)機器 ●191)機器 ●192)機器 ●193)機器 ●194)機器 ●195)機器 ●196)機器 ●197)機器 ●198)機器 ●199)機器 ●200)機器 ●201)機器 ●202)機器 ●203)機器 ●204)機器 ●205)機器 ●206)機器 ●207)機器 ●208)機器 ●209)機器 ●210)機器 ●211)機器 ●212)機器 ●213)機器 ●214)機器 ●215)機器 ●216)機器 ●217)機器 ●218)機器 ●219)機器 ●220)機器 ●221)機器 ●222)機器 ●223)機器 ●224)機器 ●225)機器 ●226)機器 ●227)機器 ●228)機器 ●229)機器 ●230)機器 ●231)機器 ●232)機器 ●233)機器 ●234)機器 ●235)機器 ●236)機器 ●237)機器 ●238)機器 ●239)機器 ●240)機器 ●241)機器 ●242)機器 ●243)機器 ●244)機器 ●245)機器 ●246)機器 ●247)機器 ●248)機器 ●249)機器 ●250)機器 ●251)機器 ●252)機器 ●253)機器 ●254)機器 ●255)機器 ●256)機器 ●257)機器 ●258)機器 ●259)機器 ●260)機器 ●261)機器 ●262)機器 ●263)機器 ●264)機器 ●265)機器 ●266)機器 ●267)機器 ●268)機器 ●269)機器 ●270)機器 ●271)機器 ●272)機器 ●273)機器 ●274)機器 ●275)機器 ●276)機器 ●277)機器 ●278)機器 ●279)機器 ●280)機器

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市川合公民館空調設備改修工事	No.	
										年月日	E-2
									図面名		
									電気設備工事特記仕様書 2	縮尺	原図:A2

17. 映像・音響設備			
(1) 設備	・映像機器	・音響機器	・操作装置
1) 表示機器	・プロジェクト (・前面投射式 ・背面投射式) ・スクリーン (・反射マット形 ・反反射ビーズ形 ・反射ストライプ形 ・透過形 ・スクリーン巻上装置 (・電動式 ・手動式))	・受信機	・信号灯 ・警報灯 ・券機 ・カーゲート ・カードリーダー
2) 付属機器	・録画再生装置 (・HDD ・Blu-ray/DVD ・その他 ()) ・カメラ ・バッテリー	・管制盤	1) 機能 2) 形式 3) 検知器 4) 検知対象速度 5) 方式 6) 外箱 7) 信号灯・警報灯 8) 発券機 9) カードリーダー
(3) 音響機器	1) 増幅器 ① 出力 () W ② 方式 (・ステレオ ・Lo形 ・Hi形) 2) 付属機器 ・ラジオマイク (・マイクライマー ・オーディオミキサー ・電源制御器 ・録音再生装置 (・CD ・メモリオディオ ・その他 ()) ・ラジオチューナー (・FM ・AM ・その他 ()) 3) スピーカー ・有線マイクロホン ・無線マイクロホン (・電波式 (・アナログ ・デジタル) ・赤外線式)) 4) 形状 ・卓型 ・壁掛型 ・併用方式 ・その他 ())	1) 表示装置 2) 信号灯・警報灯 3) 外箱 4) カーゲート 5) 発券機 6) カードリーダー	・管制盤 ・検知器 ・信号灯・警報灯 ・券機 ・カーゲート ・カードリーダー
(4) 操作装置	1) 形状 ・卓型 ・天井取扱装置方式 ・集中配置方式 ・併用方式 ・その他 ())	24. 防犯・入退室管理設備	・防犯装置 ・入退室管理装置
18. 拡声設備	(1) 機器 ・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ・スピーカー ・その他 ())	(1) 機器	1) 機器 2) センサ 3) 制御装置
(2) 増幅器	・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照)	4) 機能	・センサ ・パッシブセンサ ・赤外センサ ・ガラス破損センサ ・その他のセンサ
(3) 付属機器	・専用 出力 () W ・Lo形 ・Hi形	5) 発券機	1) 発行券 2) 発券方式 3) 外箱
(4) 操作装置	・オーディオミキサー ・リモコンマイク ・電源制御器 ・録音再生装置 (・CD ・メモリオディオ ・その他 ()) ・アンカウントローダー (・チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイマ ・その他 ())	6) カードリーダー	1) 方式 2) 音声 3) 外箱
(5) スピーカー	・有線マイクロホン ・無線マイクロホン (・電波式 (・アナログ ・デジタル) ・赤外線式) ・ラジオチューナー (・FM ・AM ・その他 ()) ・スピーカー切替装置 ・その他の機器 ())	25. 自動火災報知設備	1) 機器 2) 受信機 3) 制御装置
19. 誘導支援設備	(1) 設備 ・音声誘導装置 ・インターhorn ・トナレ等呼出装置	4) 機器	1) 機器 2) 受信機 3) 制御装置
(2) 音声誘導装置	1) 検出方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他 ())	5) 発信機	1) 型式 2) 回線数 3) 試験機能 4) 監視形式
(3) インターhorn	2) 設置場所 ・屋外 (防雨形) ・屋内	6) 感知器	1) 型式 2) 回線数 3) 設置場所
(4) トイレ等呼出装置	3) 機能 ・音声電話 ・映像モニタ ・親機 ・親機 ・親機 4) 通話網 ・親子式 ・親機 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・その他 ())	7) 受信機	1) 型式 2) 回線数 3) 設置場所
20. テレビ共同受信設備	(1) 受信放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・CATV ・その他 ())	8) 送受話器	1) 用途 ・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他 ())
(2) 機器	・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分歧器 ・分配器 ・機器收容箱 ・アンテナ ・その他 ())	9) 送受話器	2) 機能 ・音声電話 ・映像モニタ ・親機 ・親機 ・親機 3) 通話網 ・親子式 ・親機 4) 送受話器 ・壁掛型 ・卓上形 ・埋込形 ・マイク形 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・その他 ())
(3) アンテナ	1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他 ())	10) 送受話器	1) 用途 ・トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報 2) 機器 ・親機 ・親機 ・親機 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引組式 ・その他 ())
21. テレビ電波障害防除	2) マスト ・地上用 (・里面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他 ()) 3) 衛星用 ・衛星用 (・自立 ・既設利用 ・その他 ()) 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ())	11) 警報装置	1) 消防法基準適合マーク品とする。 2) 機器 ・スピーカー ・非常用リモコンマイク ・その他 ())
(1) 対象戸数	() 戸	12) 増幅器	1) 出力 () W 2) 出力インバータ ・Lo形 ・Hi形 3) 形式 ・ロングラック型 ・スタンドラック型 ・壁掛型 ・自立形 4) 設置場所 ・室内 ・屋外 ・その他 ())
(2) 機器	・ヘッドエンド装置 ・その他 ())	13) 非常警報設備	1) 設備 ・非常放送装置 2) 非常放送装置
(3) アンテナ	1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他 ()) 2) マスト ・地上用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他 ()) 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ())	14) 機器	1) 機器 ・受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器
22. 監視カメラ設備	・カメラ ・モニタ装置 ・録画装置 ・ハウジング ・旋回装置	15) 受信機	1) 回線数 () 回線 2) 種類 ・都市ガス用 ・液化石油ガス用 3) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ())
(1) 機器	・色方式 ・白黒 ・カラー ・固定式 ・遠隔可動式 3) 摄影条件 ・昼間 ・薄明暗 4) 設置場所 ・室内 ・屋外 ・その他 ())	16) 非常ベル (自動式 サイレンを含む)	1) 機器 ・起動装置 ・非常ベル ・表示灯 ・その他 ())
(2) 伝送方式	・アナログ伝送方式 ・ネットワーク伝送方式 ・その他 ())	17) 水漏れ火災警報設備	1) 機器 ・受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器
(3) カメラ	1) 色方式 ・白黒 ・カラー ・固定式 ・遠隔可動式 3) 摄影条件 ・昼間 ・薄明暗 4) 設置場所 ・室内 ・屋外 ・その他 ())	18) ガス漏れ火災警報設備	1) 機器 ・受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器
(4) モニタ装置	1) 色方式 ・白黒 ・モニタ ・LCD ・その他 ()) 2) 記憶媒体 ・デジタル記憶媒体とする。 2) 記憶容量 3) 時刻補正機能	19) 受信機	1) 回線数 () 回線 2) 種類 ・都市ガス用 ・液化石油ガス用 3) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ())
(5) 録画装置	3) 設置 ・自立型 ・卓上型 ・壁掛型 ・その他 ())	20) 副受信機	1) 機器 ・起動装置 ・非常ベル ・表示灯 ・その他 ())
	1) 記憶媒体 ・デジタル記憶媒体とする。 2) 記憶容量 3) 時刻補正機能	21) 検知器	1) 動作 ・単独 (単独動作) ・連動 (受信機に伝送) 2) 定格電圧 ・AC100V ・DC24V (受信機等から供給) 3) ガス検知出力端子 ・電圧出力方式 ・無電圧接点方式
23. 駐車場管制設備	・管制盤 ・検知器 ・信号灯 ・警報灯 ・券機 ・カーゲート ・カードリーダー	24. 中央監視制御設備	・動力設備 ・受電設備 ・発電設備 ・火災報知設備
(1) 機器	1) 機能 2) 形式 3) 検知器 4) 検知対象速度 5) 方式 6) 外箱 7) 信号灯・警報灯 8) 発券機 9) カードリーダー	25. 駐車場管制設備	・無し ・盤改造 ・配線接続 ・その他 ())
(2) 管制盤	1) 機能 2) 形式 3) 検知器 4) 検知対象速度 5) 方式 6) 外箱 7) 信号灯・警報灯 8) 発券機 9) カードリーダー	26. 中央監視制御設備	・監視操作装置 ・信号処理装置 ・記録装置 ・伝送装置 ・端末装置
(3) 検知器	1) 方式 2) 検知器外箱 3) 検知対象車両 4) 検知対象速度 5) 方式 6) 外箱 7) 信号灯・警報灯 8) 発券機 9) カードリーダー	27. 駐車場管制設備	・仕様詳細は別図による。
(4) 信号灯・警報灯	1) 方式 2) 音声 3) 外箱	28. 中央監視制御設備	・仕様詳細は別図による。
(5) 発券機	1) 発行券 2) 発券方式 3) 外箱	29. 中央監視制御設備	・監視操作装置 ・信号処理装置 ・記録装置 ・伝送装置 ・端末装置
(6) カーゲート	1) バー式 2) グラスファイバー製 3) 銅製 (防錆處理)	30. 中央監視制御設備	・受電装置 ・表示装置 ・操作装置
24. 防犯・入退室管理設備	・防犯装置 ・入退室管理装置	31. 医療関係設備	・医療関係設備
(1) 機器	1) 機器 2) センサ 3) 制御装置	32. 医療関係設備	・非接地電源用分電盤
(2) 防犯装置	1) 形式 2) 設置	33. 入退室管理装置	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(3) 入退室管理装置	1) 機器 2) センサ 3) 制御装置	34. 壁掛型スイッチ	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
25. 自動火災報知設備	・受信機 ・副受信機 (表示装置) ・中継器 ・発信機 ・感知器	35. 壁掛型スイッチ	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(1) 機器	1) 型式 2) 回線数 3) 試験機能 4) 監視形式	36. 壁掛型スイッチ	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(2) 受信機	1) P型1級 2) P型2級 3) R型	37. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(3) 制御装置	1) 壁掛型 2) 卓上型 3) 混合盤組込	38. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(4) 中継器	1) 壁掛型 2) 卓上型 3) 混合盤組込	39. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(5) 発信機	1) 型式 2) 回線数 3) 試験機能 4) 設置場所	40. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(6) 感知器	1) 型式 2) 回線数 3) 設置場所	41. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(7) 受信機	1) 型式 2) 回線数 3) 設置場所	42. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(8) 送受話器	1) 壁掛型 2) 卓上形 3) 埋込形 4) マイク形	43. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(9) 送受話器	1) 形式 2) 用途 3) 送受話器	44. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(10) 送受話器	1) 用途 ・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他 ())	45. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(11) 送受話器	2) 機能 ・音声電話 ・映像モニタ ・親機 ・親機 ・親機 3) 通話網 ・親子式 ・親機 4) 送受話器 ・壁掛型 ・卓上形 ・埋込形 ・マイク形 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・その他 ())	46. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(12) 送受話器	6) 感知器	47. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(13) 送受話器	7) 受信機	48. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(14) 送受話器	8) 送受話器	49. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(15) 送受話器	9) 送受話器	50. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(16) 送受話器	10) 送受話器	51. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(17) 送受話器	11) 送受話器	52. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(18) 送受話器	12) 送受話器	53. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(19) 送受話器	13) 送受話器	54. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(20) 送受話器	14) 送受話器	55. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(21) 送受話器	15) 送受話器	56. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(22) 送受話器	16) 送受話器	57. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(23) 送受話器	17) 送受話器	58. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(24) 送受話器	18) 送受話器	59. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(25) 送受話器	19) 送受話器	60. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(26) 送受話器	20) 送受話器	61. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(27) 送受話器	21) 送受話器	62. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(28) 送受話器	22) 送受話器	63. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(29) 送受話器	23) 送受話器	64. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(30) 送受話器	24) 送受話器	65. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(31) 送受話器	25) 送受話器	66. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(32) 送受話器	26) 送受話器	67. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(33) 送受話器	27) 送受話器	68. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(34) 送受話器	28) 送受話器	69. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(35) 送受話器	29) 送受話器	70. 壁掛け式	・(1) 機器 ・(2) 仕様詳細
(36) 送受話器	30) 送受話		



改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ 設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	津市川合公民館空調設備改修工事 図面名 電気設備 配置図	No. E-4 年月日 1/200 縮尺 原図 : A2
-----	------	------	---	---	---	------------------------------------	--



キュービクル参考図
(寸法は参考とする)

高压単線結線図

合計容量	記号	負荷名称	負荷容量	幹線サイズ	
				MBC・ELB	P AF/AT
35.0kVA	L-1	CV-T100	3 225/200	3 50/50	2 50/20
35.0kVA	予備				
35.0kVA	所内電源				

記号	MA-1	CV-T22			CV-T38		
		14.62	12.18	39.15	4.1	3 100/100	3 100/75
MA-2						3 100/100	3 100/75
MA-3						3 225/200	3 225/200
P-1						3 100/100	3 100/100
予備						3 50/50	3 50/50

KW

70.05KW

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

株式会社 マツダ設計

514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590

管理建築士	承認	設計	製図
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一			

津市川合公民館空調設備改修工事

図面名

高压単線結線図

2,265

No. E-5
原図: A2
縮尺

年月日

基本結線図

	A 1 電流計あり	B 直入起動	C 直入起動
	A 2 電流計なし		
主回路			

